

窓口業務時間の延長について

毎週水曜日は午後7時まで

市では、市民の皆さまの利便性向上を目指し、毎週水曜日、本庁舎の窓口業務の一部を午後7時まで延長しています。(祝日、12月29日～1月3日は除く。)

延長する窓口、取扱業務、問い合わせ先は下表のとおりです。

開庁時間内(午前8時30分～午後5時15分)に

窓口に来られない方は、ぜひご利用ください。

なお、他市町村や関係機関への照会や確認が必要となるものについては、即日対応できない場合があります。

また、内容によっては、受付などができない場合がありますので、事前に担当課にご確認ください。

【一部時間延長している窓口業務内容】

担当窓口・問い合わせ先	取扱業務
市民課 TEL (23)8705	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しの交付 ・住民票記載事項証明書の交付 ・印鑑登録申請の受付 ・印鑑登録証明書の交付 ・戸籍謄抄本の交付 ・除籍および改製原戸籍謄抄本の交付 ・戸籍附票の写しの交付 ・身分証明書の交付 ・転入、転出、転居などの住民異動届の受付 (他市町村へ確認などが必要な場合は、受け付けできないことがあります。) ・戸籍届書の受取り ・外国人登録原票記載事項証明書の交付 ・外国人登録原票の写しの交付 ・外国人登録証明書の交付 <p>※ 自動交付機(住民票の写し、印鑑登録証明書)も午後7時まで延長します。</p>
こども課 TEL (23)8932	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども手当申請の受付 ・母子健康手帳、妊婦健康診査受診票の交付 ・乳幼児健診の案内 <p>※ 窓口延長時の受付場所は、市民課窓口(本庁舎1階)になりますのでご注意ください。</p>
国保年金課 TEL (23)8792	<ul style="list-style-type: none"> ・各種医療費助成申請の受付 ・こども医療費受給資格者登録申請の受付 ・妊産婦医療費受給資格者登録申請の受付 ・各種医療費助成受給者証内容変更届の受付 ・各種医療費助成受給者証再交付申請の受付 ・社会保険等の加入、資格喪失に伴う国民健康保険の資格取得、資格喪失届の受付 ・国民健康保険被保険者証再交付申請の受付
税務課 TEL (23)8785	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の証明書等の交付 所得証明、課税証明、非課税証明、住民税決定証明、納税証明、資産評価証明、資産公課証明、申告用名寄公課資料、住宅用家屋証明、無資産証明、法人所在証明 (申告がない場合など、証明書を交付できない場合があります。) ・軽自動車登録、名義変更、廃車の申告の受付(他市町村への照会が必要なものを除く)
収納対策課 TEL (23)8639	<ul style="list-style-type: none"> ・市税等(市県民税、固定資産税(都市計画税を含む)、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料)の納付相談および収納
会計課 TEL (23)8722	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の市税等の収納 市県民税、固定資産税(都市計画税を含む)、軽自動車税、入湯税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、市営住宅使用料、水道料、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、戸別処理浄化槽使用料、公共下水道事業受益者負担金 <p>※ 会計課では、4月1日から水曜日の窓口延長時間のほかに、本庁舎内の足利銀行派出所が営業していない次の時間帯においても、上記の市税等の収納を始めます。 ① 午前8時30分～9時、② 午後4時～5時15分(水曜日のみ午後4時～7時)</p>